

要 望 書

(石綿ばく露者に対する恒久的な健康管理制度の構築等及び
石綿による健康被害救済制度のさらなる充実に関する要望)

令和6年8月

兵庫県尼崎市

令和6年8月9日

環境大臣 伊藤 信太郎 様

尼 崎 市 長
松 本 眞

石綿ばく露者に対する恒久的な健康管理制度の構築等及び
石綿による健康被害救済制度のさらなる充実に関する要望について

平成17年6月のクボタショック以来、国においては、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行や、「石綿ばく露者の中・長期的な健康管理のあり方検討のための知見収集」に取り組むなど、石綿に対する総合的な対策を推進されているところです。

その健康管理のあり方検討にあたっては、既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、石綿読影精度向上に向けた知見収集を目的に調査事業としてこれまで実施されておられます。その調査事業の先には恒久的な健康管理制度の構築という、過去に石綿を体内に吸い込んでいるかもしれないという不安を抱えておられる市民に寄り添う大きな目標があつてのことと理解し、本市もこれに参加しております。しかしながら、当該調査事業は令和6年度末をもって終了することが決定されているものの、その後の取り扱いについては、現時点において示されておりません。

本市は、平成24年度からこれまでも、恒久的な健康管理制度の構築について、時に他自治体とともに、要望を行ってまいりました。今回、甚大なアスベスト健康被害を受けた本市として、改めて全国的かつ恒久的な健康管理制度の構築を要望いたします。

なお、仮に石綿読影の精度向上に向けた知見の収集に今しばらく時間を要するという状況であるならば、少なくとも調査事業を継続実施して頂くとともに、その際には石綿に関する健康不安を有する市民が安心して受診できるよう当該調査に後述の改善を実施されることを、加えて要望するものです。

次に石綿による健康被害救済制度のさらなる充実については、十分な救済がなされているとは言えない状況が続いております。特に、石綿健康被害救済制度の認定患者の内、現役世代の方々やそのご家族からは、安心して療養生活を送れるよう、生活実態を踏まえた救済給付内容の充実を求める声が多く寄せられていることから、石綿健康被害救済制度のさらなる充実について、平成28年度から要望しているものの、これまで実現には至

っておりません。甚大なアスベスト健康被害を受けた本市といたしましては、このような切実な声に1日でも早く応えていただきたいと考え、改めて要望いたします。

1 石綿ばく露者に対する恒久的な健康管理制度の構築に向けて

国の責任において全国に居住する石綿ばく露の可能性のある住民が無料で受診できるよう、自治体や住民の意見も取り入れた恒久的な健康管理制度を構築していただきたい。

2 恒久的な健康管理制度の構築が時期尚早であり、調査事業が継続される場合の改善点の要望等について

(1) 過去のCT画像データがあり、既に胸部X線では読影不可能な胸膜プラークの存在が確認されている場合は、胸部X線が正常であっても「精検不要」に分類せず、「要経過観察」という区分を新たに設けて、医師の判断で適切な時点でCTによる石綿関連所見の経過を追うことが可能となるよう改正されたい。

(2) 胸部X線が正常な場合には精検不要の扱いとなり、胸部CTによる精査が実施されていない。石綿ばく露リスクの高い住民に対しては、CT検査に対する補助を市独自の取組として実施している。その取組を行う中で、実際に胸部X線が正常であっても、胸部CTではプラークが確認されることもある。そこで、石綿ばく露リスクがある場合は、受診者が希望する場合には、一度は胸部CTを撮り、石綿関連所見の有無の確認を可能とするよう改正されたい。

(3) 石綿読影の精度に係る調査では、環境省による二次読影結果を自治体の一次読影に反映させ、一次読影の精度向上につながるが行われてきた。どの部位を石綿関連の陽性所見と判断するのか、現状の二次報告が簡略であるため、より詳しい内容を自治体に提供頂ければ、一次読影精度の向上に役立つものと考えられる。

3 石綿による健康被害救済制度のさらなる充実について

石綿健康被害救済制度の認定を受けた現役世代の方及び家族にとっては、日々の安定した生活を維持することが何よりも大切であるが、現在の療養手当は、一律の定額支給となっている。

患者及び家族の経済的負担の救済にあたっては、世代ごとに安定した生活が行えるよう考慮する必要があることから、年齢別に一律、一定額を月の療養手当に上乘せする支給制度や年金制度の創設など救済給付制度の充実をしていただきたい。